

國學院大學学術情報リポジトリ

丸山作楽研究序説：『明治日報』を手がかりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 半田, 竜介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001036

丸山作楽研究序説 — 『明治日報』を手がかりに —

半田 竜 介

はじめに

平田篤胤没後の門人として知られる丸山作楽（天保十一年（一八四〇）～明治三十二年（一八九九））は興味深い履歴を有する人物である。島原藩士の家に生まれ、安政五年に平田鉄胤に入門したことを契機に尊皇攘夷志士として幕末を過ごし、明治維新がなるや岩倉具視や沢宣嘉らの知遇を得て維新政府に登用される。神祇官権判事、制度取調御用掛、大学校御用掛、公議所副議長心得、集議院下局次官などさまざまな要職に就き、明治初期の学校問題や神祇行政などに活躍した。また外務大丞（のち権大丞）として樺太の国境問題について対露交渉にあたるなど、幕末の洋学修行を活かした実績もみられる。その後、征韓論に傾斜した関係から国事犯の嫌疑を受け、明治四年三月二十二日に拘禁。特赦をもって釈放される十三年まで十年近く歴史の表舞台からは姿を消すことになるが、釈放後もその熱誠と活動は衰えず、山田顕義らとともに、当時、神道界で過熱していた祭神論争の調停に奔走する。また自由民権運動に對して、岩倉や山田らの援助を受けて十四年に忠愛社を起し、『明治日報』による言論活動を展開していく。十八年の

『明治日報』廃刊後は宮内省図書助として図書頭・井上毅を助け皇室典範・帝国憲法制定に貢献し、元老院議員、さらに勅選貴族院議員となり帝国議会における神祇官興復運動推進者として、三十三年の神社局設置に一定の影響力を及ぼしている。

このように、丸山の履歴をみると、維新以降、明治初期から神社局設置まで、投獄中を除いては、神道界の先鋒として時代の最前線にたち、教育問題・神祇行政・外交問題・民権運動・国憲制定・議会政治に関わって、神道をいかに近代国家に位置づけるか腐心・尽力し続けた人物と評することができよう。しかしながら、かかる丸山に関する先行研究は決して多くなく専論となると数えるほどである。⁽¹⁾筆者は近代国家における国学や神道の位置づけを、丸山を通して検討することを考えており、本稿ではその作業の一つとして、『明治日報』を取り上げる。

『明治日報』は丸山が社長を務める忠愛社によって明治十四年七月一日に創刊された日刊新聞で、十八年十一月二十九日に廃刊となった。この間、丸山が『東京日日新聞』の福地源一郎や『東洋新報』の水野寅次郎とともに立憲帝政党を立ち上げると、党の存続期間はその機関紙としての性格も担っている。そのほか、紙面からは丸山が幹事長を務めた史学協会や、「かなのくわい」といった学術・文化的活動も確認でき、寄稿者には松野勇雄や丸山正彦、福羽美静など国学者の名前をみることができる。この『明治日報』を対象とすることで、丸山をはじめとする当時の国学者やその周辺人物の動向を捉えてみたい。なお丸山の研究と同様に『明治日報』に注目した研究も少なく、新聞の性格などを概説的に検討した西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』（至文堂、昭和四十一年刊行の日本歴史新書増補版を参照）、発行元の忠愛社の活動を含めて包括的に検討した昭和女子大学近代文学研究室「丸山作楽」などが確認できる。⁽³⁾また宮地正人氏は史学協会との関係から『明治日報』の性格を検討しており、示唆に富んだ指摘がみられる。これら先行研究に負いつつ、本稿では『明治日報』から、丸山らの動向に関して、とりわけその政治的活動と学術・

文化的活動について検証し、それをもって当時の国学者の社会的位置づけをいささかでも検討してみたいと思う。⁽⁴⁾ただし『明治日報』のなかから筆者の関心に応じて記事を抜粋したものであり、同紙の全文を照射し得るものでないことを予めお断りしておきたい。

一、『明治日報』創刊経緯と性格

はじめに『明治日報』創刊経緯や関わった人々について確認し、同紙の特徴を見出したい。⁽⁵⁾前述の通り、『明治日報』は明治十四年七月一日に創刊された日刊新聞（月曜日と大祭日〈のち大祭日の翌日〉に休刊）で、十八年十一月二十九日に第千三百三十二号をもって廃刊となった。発行元は丸山作樂が社長を務めた忠愛社（東京京橋区八官町十九番地）で、創刊は丸山と石井南橋、吉岡徳明、大関克、太田実、関謙之らの合議を経て決定され、六月二十六日から二十八日までの三日間に亘り開業式が催されている。『明治日報』の創刊について丸山の伝記『丸山作樂伝』には「板垣伯の自由論、大隈伯の改進黨は政府の政策を攻撃し、藩閥を嫉悪するあまり、民権の説は国体を顧みず民約憲法を主張し、急進の論は外制に模倣し一院説を固守し、官民の軋轢は遂に煩を皇室に及さむとす。（中略）一片の丹心は粗暴過激の民権自由説を抑へ姑息偷安の政府を醒し、以て国運の伸張を図り、平素の宿志を達する時機を待たむとす」（百九十二―百九十三頁）とあり、自由民権運動の過熱化によって官民の軋轢が生じ、その影響が皇室にまで及びかねないとの危機感から新聞創刊を決したことが分かる。この忠愛社設立前、出獄一カ月後の明治十三年二月の紀元節に際し丸山は、同志を長崎県西山花園に集めて同胞会を結成している。この同胞会は「凡本会ハ天壤无窮ノ宝祚ヲ尊戴シ金甌无欠ノ国体ヲ保守ス可シ」（会則一条）と宝祚尊戴と国体保守を目的とする会であり、⁽⁶⁾こういった問題意識を有していた丸山とそれに共感する有志によって十四年四月頃から新聞創刊の話し合いがもたれ、忠愛社設立

と『明治日報』創刊に至ったのである。

創刊号の社説欄に載せられた「忠愛社設立概旨広報」には「内ニシテハ財政困難士庶窮乏道義廢弛シ風俗委靡シ朝野相牽井テ唯欧米ノ皮相ノミ是レ模擬ス」とあり、国内では財政困難のため生活が窮乏し道義や風俗が退廃し、欧米の表層的な真似ごとにと走っていると非難する。続けて「外ニシテハ狂鷲爪ヲ張りテ搏攫スルアリ猛獅牙ヲ鳴ラシテ咆哮スルアリ遠洋固ヨリ憑ミ難ク近隣モ亦未タ親マズ之レニ加フルニ条約改正ハ彼レノ是非スル所ナリ外教異端ハ其ノ蔓延ニ任ズ」とあり外交関係の緊迫化への危機感が示され、条約改正や外教異端の説の蔓延にも注意が払われている。この現状認識に続けて、「是ニ於テカ今我カ同胞会中ニ一ノ忠愛社ヲ置キ將ニ大ニ計畫スル所アラムトス而シテ先ツ事ニ就クノ初ニ当リテ本社ノ精神ヲ發揚シ朝野ノ中間ニ介立シテ大声一喝官庶ノ睡夢ヲ警醒シ輿論ヲ善導シ衆嚮ヲ順誘シ国憲漸立ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ以テ世界無比ナル我カ独立帝國ノ体面ヲ修整シ真成ナル自由權利ヲ振張スルノ責任ニ当ラムト欲シ爰ニ同志相謀リテ明治日報ト称スル一大新聞紙ヲ刊行セムトス」と創刊の目的を述べている。

『明治日報』創刊は丸山らの意思もさることながら、岩倉具視や伊藤博文、山田顕義、井上毅といった政治家も関与していたとされている。⁽⁷⁾それは民権派による新聞を通じた言論活動の活発化への対抗措置として、政府高官が政府系新聞を創刊する必要性を次第に強く感じるようになったためであり、その担当者として丸山に白羽の矢が立ったのである。事実、『明治日報』には長きに亘り政府の補助金が出ている。⁽⁸⁾政府が新聞を重視していたことは明治十四年九月三十日に太政官大書記官の井上毅から参議の伊藤博文に送られた書簡⁽⁹⁾からも伺い知ることができる。その中で井上は「向後ニウスを籠絡スル者、第一緊要之事ニ候」と記している。井上にかかる認識を持たせた背景には、同年七月よりの開拓使官有物払下げ問題を機に、新聞各紙が政府批判を繰り広げ、政府の面目が失墜しかけていることへの危機感があり、新聞を活用したメディア戦略が急務と考えられていた。⁽¹⁰⁾開拓使問題については、政府との関係

深い福地源一郎の『東京日日新聞』ですら政府批判の陣営に加わっており、『明治日報』七十六号（明治十四年十月一日付）でも報じているように、この開拓使一件を機に「太政官記事印行御用」の看板を下ろす事態にまで及んでいる。なお周知のように、政府の法令などを広める媒体として慶応四年から『太政官日誌』があったが、明治十年に廃止され、それ以降は『東京日日新聞』など諸新聞が法令を掲載し、政府の政策を社会に広める役目を担っていた。しかし上記のような顛末で『東京日日新聞』ですら政府批判を講じたため、政府としても新たな政府系新聞創刊の必要性を強く感じるようになったのである。

さて、このような状況下で創刊され、岩倉らが大きな期待を寄せていた『明治日報』ではあったが、その効果は芳しいものではなかったようである。⁽¹⁾先の井上の書簡では「明治日報ハとても振興之勢無之、外ニ取起シ候方、却而可然歟（中略）或ハ明治日報を引立候方、可然とならハ、必ス十分なる人物ヲ要シ候」とあり、『明治日報』以外の政府系新聞紙の刊行か、『明治日報』への人材登用が必要なことを唱えている。但し、この政府による『明治日報』へのテコ入れは実際には行われず、明治十六年に官報を創刊することで政府は必要な情報伝達手段を確保することとなる。『明治日報』に対する財政支援はその後も続けられていたが、明治十八年八月一日を最後に打ち切られ、『明治日報』は同年十一月二十九日に廃刊に至っている。⁽²⁾

次に創刊と編輯に関与した人物だが、『明治日報』の創刊号には「社長 丸山作楽」「編輯長 野崎城雄」「印刷長 関謙之」「幹事 太田実」「校閲 石井南橋」とあり、新聞作成における分担が分かる。野崎、関、石井はそれ以前から新聞記者として活躍していた人物で、太田を含めて工部省や内務省、大蔵省関係の仕事に従事した過去も有している。⁽³⁾主筆を務め、社説などを担当した関が創刊号に寄せた祝辞では「今ヨリ後本社明治日報紙上ニ続々提記スル幾百千万ノ言論ハ渾テ忠愛ノ二字ヲ以テ根據トシ」と紙上の立場を示し、頑迷、卑屈などいかなる世間の批判を受けよ

うとも、「余輩ハ唯余輩ノ守ル所ヲ守リ誤テ筆ヲ理論ニ偏シ固有ノ国体慣習ヲ失フノ邪路ニ枉ゲ本社ニ背叛シ否日本帝国ノ臣民タル本分ニ辜負スルヲ勿ランヲ」望むとの抱負を語っている。

創刊に関与した人物ではその他、大関克と吉岡徳明が挙げられる。両者とも神道事務局教師を務めた経歴があり、大関は神道事務局機関紙『開知新聞』の編輯長を長く務め、吉岡は大教院編輯課に在籍した過去があることから、編輯や出版にも長けた人物であったと思われる。⁽¹⁴⁾ このほか丸山に近い人物として江上栄三郎（のちに養子となる丸山正彦）と、佐藤定介（のちの今泉定助）も社員として神道事務局生徒寮での学生生活と併行して校正の任にあたっていたようで、松野英雄も校正に従事していたようである。⁽¹⁵⁾ また散記や寄書欄への投稿者には上記以外にも小中村清矩や深江遠廣、松田敏足、本居豊顕、田中頼庸など国学者・神職の名前を確認できる。さらに公告欄からも国学者・渡邊重石丸の塾開校の知らせや書籍紹介、霊祭の案内などが散見され、扶桑教の学校開校案内など教派神道関係の動向も少なからず見て取れる。

このうち松野英雄は創刊に際して「賛成忠愛社設立主義」を寄書欄に寄せている（四号〈明治十四年七月七日付〉）。その中では「徒ニ欧米ノ風潮ニ靡キ社会ノ流行ニ馳セ口ヲ開ケバ自由ヲ説キ民権ヲ談ズルモ風俗ノ頹廢スルハ舎テ、顧ズ」と民権派への批判をした上で、丸山作楽が時事を痛論し国運進歩の元気を振起するために同胞会を組織し、そのなかに忠愛社を設けたことを説明して、「（忠愛社が―筆者注）専新聞発行書籍印刷ニ従事シ我が国二千五百有余年独立ノ体面ヲ拡張シ万世一系ノ皇威ヲ発揚シ上下ノ安寧官民ノ親睦ヲ致シ海内昆弟ノ信義ヲ表シ以テ大ニ国歩ヲ推進シ海外諸強國ト対峙並馳シテ一步ヲ譲ラズ遂ニ宇宙ノ一大帝國タラシメズムバ惜カザルノ精神ヲ涵養發育シ臣民ノ大義務ヲ照明ニシ之ヲ全国三千六百万ノ同胞兄弟ニ示シ以テ忠君愛國ノ表準ヲ立テ侃闡トシテ正論討議シ邪説ヲ闢キ横議ヲ拒キ風俗ヲ矯正シ世道ヲ保維シ輿論ノ嚮背人心ノ趨避スル所ヲ指定シ濟世ノ基礎ヲ鞏固ニシ国運ノ進路ヲ洞開シ

以テ文化開明ノ極点ニ達セシメムヲ期トス」と忠愛社設立への賛意を示し、不屈の活動に期待を寄せている。

以上、創刊や編輯に関与した人物の面々をみていくと、丸山や大関、吉岡といった国学・神道に所縁の深い人物をはじめ、新聞記者歴を有し出版・編輯に長けた人物、また丸山に近い、丸山正彦や今泉といった人物によって『明治日報』は作られていた。その使命とするところは、関謙之や松野勇雄の言葉からも分かるように自由民権運動の過熱するなか、日本固有の国体や慣習を護り、万世一系の皇威を発揚することであり、忠君愛国の精神から正論を主張し、邪説に対抗する意図を有していた新聞だったといえよう。

二、『明治日報』にみる政治的活動

『明治日報』の性格を踏まえた上で、次に紙面をみていきたい。創刊号の紙面は四面からなり、「太政官録事」「陸軍省録事」「東京府録事」「判決」「社説」「開業祝辞」（丸山作樂、平賀義質、関謙之、太田実、上田秀成、松平潜山）「雑報」「外報」「散記」「相場」「郵便船出發広告」「公告」で構成されている。四面構成はその後も踏襲されたが、「太政官録事」「陸軍省録事」「東京府録事」「判決」といった政府や裁判所の施策に関しては当然ながらその日ごとに応じて内容が変わり、大蔵省や工部省はじめ各省や警視庁、東京府などの録事が報じられている。「社説」は基本的には無記名だが、時折、記名のものもある。二号以降は寄書欄（説之当否編者不関）と注記あり、三号以降は論説欄が三面ないし四面に置かれ、関謙之や吉岡徳明といった忠愛社員の記名原稿や購読者らの投稿がみられる。このほか明治天皇の行幸時には「御巡幸日記」、農水産業関係の記事を対象とする「農商工記事」（のちに「農水記事」、社員が巡遊に出向いている期間中には「巡遊日記」欄が設けられるなど変化していく）。

さて、近代国家建設過程において新聞や演説という新たなメディアが果たした役割の大きさはすでに指摘されてい

るところであるが、とくに自由民権運動期においては周知のように政論新聞が登場し、さまざまな政治的主張や論争が新聞を介して行われていた。急進的な民権論者への対抗で創刊された『明治日報』においても、当然ながら社説や論説、寄書欄で主に取り上げられるのは政治論であり、急進派への批判的言説の文脈で持説が展開される傾向にある。以下、その政治論から丸山らの政治的立場や活動をみていきたい。

第二号・三号（明治十四年七月五日・六日付）社説「日本ノ民権」は民権派が英仏の民権論をそのまま借用して日本においても同様の論を主張することに対する批判であり、日本の国体が万国に比して殊絶であることを主張した上で、どのような場合でも帝室に忠順であることを国民の義務とし、「我カ国民権ノ由来スル所人民ヨリ進ミテ取ルヲ待ズシテ 天皇陛下ノ進デ與ヘ玉フモノナルガ故ニ之レヲ夫ノ英仏ニ行ハル、君民爭軋ノ中ニ奪取スル者ト豈同日ニシテ語ル可ケンヤ」と、天皇を仰ぐ日本と英仏とは民権の由来も異なることを喝破している。さらに維新以来、五箇条の御誓文と明治八年四月の「立憲政体樹立の詔」によって民権の獲得が次第に実現していると捉え、世間で希望する国憲制定と国会開設も天皇の聖意が示されるだろうと主張する。過激な演説や執筆活動によって世人の思想を左右する民権家に対して、「吾輩ハ若シ論者ニシテ真正国ヲ憂ヒ君ニ忠ナルノ心ヨリ立憲政体ノ確立ヲ熱望スル者ナラバ是ノ如キ手段ニ依頼セザルモ豈他ニ方法ノ求メル無シトセンヤ吾輩ハ論者ノ近況ヲ見テ其能ク英仏論者ノ態ヲ学ビ漸ク単純ナル理論ニ長ズル者アルヲ歎美スト雖トモ奈何セン我日本帝国ノ国体ハ竟ニ英仏革命易統ノ国柄ト一様ナルベカラザル」と牽制し、参政権などの権利は天皇が許すことで初めて人民の権利になると述べている。このような天皇への忠順はその後の『明治日報』においても一貫した姿勢である。

『明治日報』は政治的には漸進主義の立場に立っていたが、その理由は、急進派の勢力が強まる中、漸進主義をとって社会の秩序を保ち、国家の安全幸福を図るためであり、「我国ノ形勢ト事情トニ依リ前途ノ利害ヲ計較シ亦我国体

ヲシテ鄭重鞏固ナラシメント欲スレバ」こそ、国権の漸立を望んでいたのである（六号〈明治十四年七月九日付〉社説「漸進必ラズシモ守旧ナラズ」）。この社説に対して朝野新聞が批判したことから、十二号と十三号（明治十四年七月十六日・十七日付）社説「啓蒙」ではその反駁を試みている。そのなかでは日本の習慣・人情・風俗・形勢に応じた政体の改革を要望し、明確な主義を持たずに外国の制度を徒に日本にも応用しようとする朝野新聞の記者は「輕躁者」であり、「我国ヲ誤ランコトヲ恐ル、」と述べ、「世界ノ風潮若シ虛無党或ハ社会党ノ主義ニ傾クアラバ此主義ヲ以テ直チニ我國ノ政体ヲ改革セントスルモノナル乎」と記者の急進論の危険なことを糾弾している。この漸進主義を支持する姿勢は政府にも向けられ、かねて漸進主義をとってきた政府部内にも急進派が混じってきているため、漸進主義で一定すべきことを求めている（十七号・十八号〈明治十四年七月二十二日・二十三日付〉社説^⑦）。

同様の主張は『明治日報』幹部の吉岡徳明にもみられる。吉岡は二十号（明治十四年七月二十六日付）以降、論説欄で「国体余論」を不定期で連載し、自説を開陳している。この主張は京浜毎日新聞が社説「説忠愛社設立概言」のなかで『明治日報』が官権に組みし、漸進の語が国憲制定を妨げていると批判したことへの反論である。この連載のなかで吉岡は「記者ハ最初ヨリ此勅語（明治八年「立憲政体樹立の詔」―筆者注）ヲ忌ム者ナル歟若シ然ラザレバ勅意ノ在ル所ヲ知ザル者ナリ」と立憲政体樹立の詔を重視して論を進めている。そのなかでは天皇が西洋の国王のような腕力、智力、徳望をもって君主となったわけではなく、天孫として自ずから君主たる地位を有していると捉え、この天皇の地位が皇国においては「不易ノ天理」であり人爲で變動させてはいけなとする。続けて明治八年の詔の意を正しく理解し、立憲政体に向けて国民の政治智識の補強を図るべきであると述べ、国憲制定と国会開設に向けて、「万古不易ノ天理ニ基キ明治八年ノ勅意ヲ奉シ一方ニ向ヒテハ如スル横議邪説ノ徒ヲ筆誅シ一方ニ向テハ卑屈未練ノ人民ヲ誘導シテ忠愛惻怛ノ君子ト共ニ国憲漸立ノ基礎ヲ鞏固ナラシメムト欲スルノミ」と主張している（二十四号〈明治

十四年七月三十一日付）論説「国体余論第二章」。

このように『明治日報』は天皇への忠順の姿勢を堅持し、明治八年の詔を仰いで漸進主義的言説（国会開設に先駆けた地方議会の拡充（四十号・明治十四年八月十九日付社説）など）を社会に発信していく。また雑報や寄書欄では日本各地での保守的政治活動について紹介しており、例えば熊本紫雲会結成に際しては、かつて丸山作樂も熊本で保守的活動をしていたと触れた上で、「今此ノ挙アルヲ聞キ雀躍ニ堪ヘズ文中謂ヘル如ク実ニ方今横議者ノ輕躁詭激ナルハ国ノ一大蠹ナリ安場君ニシテ此忠純中正ノ至言アル豈唯我社輔車相依ルノ喜ビノミナランヤ」と喜びの言葉を寄せている。⁽¹⁸⁾このような保守的政治活動をつぶさに紹介することで、各地の有志の情報交換の場ともなり、かつ未だ政治活動の不振な地域を触発する媒体としても『明治日報』は機能していたのではなからうか。

さて、それでは天皇への忠順を誓う『明治日報』はいかに天皇や皇室を捉えていたのか。七十七号（明治十四年十月二日付）と七十八号（四日付）の社説「勤王論」を見ると、急進的な民権論者が国憲制定と国会開設、政治組織の变革を速やかに求めることは、たとえその論者が国家の不利や皇室への不忠を意図していないにしても、「立論ノ原旨ヲ要スルニ人民ヲ以テ主位ニ置クモノナレバ其ノ権力ハ君主ノ上ニ出デ君主ハ只虚器ヲ擁シテ有レトモ無キガ如キノ姿ト成リ果」てる事態を招きかねないと危機感を示す。ある程度の範囲で君民の権限を制定することは必要としつつも、「急進派の――筆者注）論者が多く一局議院論ヲ主張シ勉メテ君權ノ区域ヲ縮少セント欲スル者アル」ため、吾輩としては自由を愛し權利を重んじる立場ではあるが、急進自由主義の立場に立たず、「漸進即チ保守ノ目的ヲ以テ政論上ノ主義トナシ此自由權利ヲ害用シテ禍害ヲ国家ニ及ボスノ弊無カラシムヲ欲スル者ナリ」と続いている。天皇や皇室の権限そして尊厳を保持するため、ひいては日本の国体が損なわれることを危惧して、漸進・保守的立場をとるとする。その結果、頑固と揶揄され、多数の同意を得ないとしても、「吾輩ハ天地神明ニ対シ毫モ愧ル所ナキナリ

何トナレバ日本帝国ノ国体ヲ重ンジ 帝室ノ為メニ謀テ忠ナルノ事ナランニハ成敗如何ニ係ハラズ尚ホ名誉タルヲ失ハザレバナリ」と述べ、続けて勤王の士への鼓舞と、保守一派の結合を促している。

かかる『明治日報』の政治的立場はその後、明治十四年十月十二日の「国会開設の勅諭」渙発を機に一層強固となる。⁽¹⁹⁾ この勅諭渙発を境に民権派・保守派いずれも立憲政治に備えた政党の樹立と党勢の拡張に専念するようになるのであるが、『明治日報』ではこの勅諭を大々的に報じ、「我が 聖天子至仁至愛既ニ此ノ 聖勅ヲ下サセ給ヒタリ上ハ政府政治ノ針路ヲ確定シ下ハ天下人民ヲシテ各其守ル所ヲ知ラシメ吾人ヲシテ我国政体ノ改革ヲシテ其美果ヲ結バシムルヲ予想セシメタリ豈ニ何ノ喜ビカ之レニ如カンヤ」と喜びを示している（八十六号〈明治十四年十月十四日付〉社説「謹奉読勅諭」）。そのなかでは聖恩への感謝と聖意への奉答を誓い、明治二十三年の国会開設に向けて、漸進的に準備を進めなくてはならないと述べており、さらに政府内部の急進主義者も漸進主義へと主義を改めなくてはいけないと指摘する（九十号〈明治十四年十月十九日付〉社説）。

この勅諭から約一か月後の十一月十七日、丸山は華族会館で「四海一家ノ実象ハ独我が大日本帝国ニ存スルノ理由ヲ論ジ并セテ華族諸公ニ告グ」と題して演説している（百十七号〈明治十四年十一月二十日付〉社説。根岸千引が筆記）。このなかで丸山は幕末以来、「王室ノ式微ヲ憤リ好デ天下気節ノ士ヲ訪ヒ国家ニ報ズル所アラントス」として尊攘活動に邁進したと回顧し、国事犯としての獄中生活を経て、明治十三年に出獄後、「世上ノ事物ハ悉ク一変セザルモノナシ而シテ其変化ハ唯リ有形ノミナラズ無形ノ人心ニ至ル迄換然トシテ旧様ヲ改メタリ」と世相を厳しく認識している。その後、四海一家の実象はひとり大日本帝国のみにあると信じるとし、その根拠を、「如何トナレバ我国体タル上ニ万世一系ノ君主アリテ臣民ヲ子愛シ下ニ神孫皇裔ノ兄弟アリテ君主ニ父事ス即チ是レ天造ノ大憲法ニシテ古往今来世界万邦ヲ通観スルモ曾テ倫比ナキノ国体ナレバナリ」と比類なき国体に求めている。さらに日本では天孫降

臨以来、君民関係が定まっているのに対して、欧州と支那は篡奪と殺虐をもつて建国されることが繰り返されており、「歐洲ノ学士ガ社会ハ民約ニ成リ主権ハ国民ニ存シ法ハ衆庶ノ好慾ニ成ルモノナリ参政ノ權利ハ天賦ナリト言フガ如キ是レ則歐洲人民ノ通論ニシテ彼ノ国ニ於テハ正論ナリ正理ナリト称揚シ得ルモ独リ大日本帝國ニ於テ今日尚之ヲ口ニシ之ヲ行ハント欲スルハ抑何事ゾヤ」と喝破し、日本の国体を理解せず欧州学士の理論を採用し、国体を危うくしかねない民権派を「実ニ我帝國ノ大罪人」と批判する。続けて、民権論者のいつていることが実現すれば政体が一変して君権が地に落ち、華族の地位も危ぶまれるだろうと述べ、「（華族―筆者注）諸君ニシテ尚ホ憤然トシテ皇權ヲ今日ニ發揚シ國威ヲ今日ニ擁護スルノ志氣ヲ振起セラレズンバ余ガ他日大ニ諸君ニ望ム所」と華族に勤皇精神を一層発揮し皇室を擁護する役割を期待していたのである。

またこうした言論活動と並行して、丸山ら忠愛社員は演説にも熱心に取り組んでいる。忠愛社主催の政談演説会はおそらく明治十四年十一月二十九日付『明治日報』（百二十三号）で報じられたものが初めてと思われるが、廊下などで立ち見の聴衆も出るほどで、四千二、三百人に及んだという。聴衆の半数近くは反対党のようで論者に罵詈雑言を浴びせるものもいたが、「我が保守党初会の演説にして斯の如く盛会なりしは亦自ら祝すべき事にこそ」と盛況であったと報じている。日本各地への巡遊も実施され、各地の同志を訪ね、国事を論じていたようである。そのなかには丸山と近い人物の名も見られ、例えば、明治十五年二月二十七日から三月四日までの丸山と忠愛社員の三富道臣、岩崎恒義らによる相州地方巡遊では、平田篤胤門の先輩で大山阿夫利神社祠官の権田直助と国事について議論し、保守主義を確守するためには政党の組織が必要なことなどを論じてあっている（二百号・二百一号〈明治十五年三月五日・七日付〉掲載の相州紀行）。この巡遊中には権田の薫陶を受けていた逸見伸三郎や、矢野万太郎（のちの皇典講究所文学助教と同一人物か）、松岡利紀（鎌倉宮宮司か）とともに地元有志参加のもと学術演説会が開かれている。

この権田との議論のなかでも政党組織の必要ことが話題に上がっているが、この相州から帰京間もない二十一日、新富座で大演説会を開き、丸山は福地源一郎、水野寅次郎と立憲帝政党を結成している。⁽²⁾『明治日報』紙上でも帝政党結成を直前に控えた二百十九号（明治十五年三月十六日付）社説で三富道臣が「漸進各党ノ共合ヲ望ム」と題し、「主義ノ大意ニシテ互ニ相異ナルコトナキ以上供ニ提携協同シテ互ニ一大政党ノ組織ヲ計ラザルベカラザルナリ即チ小異ノ小党派ヲ合シテ大同ノ大党派ヲ結合セザル可ラザルナリ」と記して、漸進保守各派の提携の急務であることを訴えている。

この立憲帝政党議綱領の前文には「我立憲帝政党ハ明治八年四月十四日及び明治十四年十月十二日ノ勅諭ヲ奉戴シ内ハ万世不易ノ国体ヲ保守シ公衆ノ康福權利ヲ鞏固ナラシメ外ハ国権ヲ拡張シ各国ニ対シテ光榮ヲ保タンコトヲ冀ヒ漸ニ循序テ歩ヲ進メ守旧ニ泥マズ躁急ヲ争ハズ恒ニ秩序ト進歩ノ併行ヲ求メ以テ国安ヲ保維シ以テ改進黨ヲ經画センコトヲ主趣トス」と結党趣旨を謳っているが、これらは当然ながら『明治日報』が創刊以来主張してきた政治的立場と符合しており、綱領では自由党や立憲改進黨に対立して、欽定憲法と兩院制度、有限選挙を定めている。なお立憲帝政党の事務は京橋区山下町十四番地に置かれた東京公同会が担当したが（二百四十九号・二百五十二号〈明治十五年五月三日・六日付〉雑報）、この住所には学芸の講究と世事の論談を目的に丸山が惣代として明治十五年一月に設立した談笑会（後述）の置かれていた住所と同じであることから、丸山や忠愛社が立憲帝政党の事務の相当部分を担当していたのではないかと推察される。自由党や立憲改進黨の結党を受け、漸進・保守的思想を有する政党として、政府の関与も受けながら組織された立憲帝政党では両党への批判などを講じていく。その論争の具体的な内容については『自由新聞』や『郵便報知新聞』なども合わせ読むことが求められるため、本稿では触れず、今後の課題としたい。

以上、『明治日報』紙上から政治論を取り上げて政治的立場や活動をみてきたが、その姿勢は天皇や皇室の権限そして尊厳の保持、ひいては日本の国体を守ることにあり、明治天皇の詔勅を奉じて、一貫して漸進・保守的立場を

とつていたといえよう。なおこの皇室の尊厳保持の一環として、「我國體ノ本ヲ堅クシ 皇祖歷代傳承セラレ給フ所ノ謨訓ヲ明カニセンガ為メニハ神祇官ヲ今日ニ再興スルヲ以テ最モ然ルベキ」と神祇官の再興を急務とする見解（百六十七号〈明治十五年一月二十五日付〉社説）が見られる点も付言しておきたい。

三、『明治日報』にみる學術・文化的活動―史學協會を中心に―

『明治日報』では国体を守るための政治的言論活動をしていたが、それではその守るべき国体とは何か、その点を學術的に講明しようとしたところに丸山の国學者としての真骨頂が見出せると思う。すなわち、丸山は『明治日報』を通じた政治的活動と並行して、明治十五年一月ごろに主唱者惣代として談笑会を立ち上げるとともに、明治十五年十二月には史學協會という學術結社の結成に關与し、同会の幹事長として国史編纂に着手している。

この談笑會に關しては『明治日報』明治十五年一月四日付（百五十号）広告欄で規則などが掲げられており、主唱者惣代として丸山の名前が記されている。緒言では「今や同志相謀り同氣相投シ忠君愛國以テ志尚ノ根抵トナシ漸進保守以テ談論ノ標準トナシ茲ニ學士ヲ聘シ道芸ヲ講シ互ニ同志ノ切磋ヲ図リ又清筵ヲ開キ文雅ヲ陳ネ徧ク同志ノ親睦ヲ表シ以テ大ニ社會ノ幸福ヲ企圖セムトス」と結成目的が掲げられ、規則では第一条「本會ハ我力同志者ノ公會場トシ學芸ヲ講究シ世事ヲ論談シ切磋和氣以テ社會ノ幸福ヲ希圖スル所トス」とあり、漸進保守の政治的立場に立った上で學芸や論談を交わし、社會の幸福につなげたいとの考えがみられる。また、政治や法律、經濟などに関する講義や演說會を定期・臨時で開いていたようである（規則第二條）。江上榮三郎（のちの丸山正彦）は結成約一か月後の『明治日報』百七十四号（明治十五年二月二日付）に「談笑會」と題する寄書を寄せており、急進派によつて日本の事物や古來の習慣は棄却される恐れがあり、國體が損なわれる危険性があるとした上で、保守黨の持論を日本帝國の輿論

とすることを同会に期待している。

またこの談笑会とは別に、史学協会を結成している。同会結成の経緯について、同会編纂委員の鈴木弘恭は結成一周年を祝した開催された明治十六年十二月の総集会で、「抑モ此ノ会ノ起原ハ客年ノ十月バカリ井上頼國君飯田武郷君ノ發意ニシテ飯田永夫君弘恭ノ茅屋ニ来リ談論セラレシヲ久米幹文君小杉楳邨君ヤガテ賛成シテ同十一月廿七日午後牛込神楽町壽亭ト云フヘ右諸君並ニ塙忠韶君松野勇雄君等相会シ至急ニ設立センヲ約シツルガ始ナリキ」と述べており、井上頼國と飯田武郷の發意に端を發し、鈴木と飯田永夫（武郷の長子）が設立に向けて準備を進めていたことが分かる。さらに「爾来永夫君及ヒ弘恭東奔西走加ルニ丸山作楽君吉岡徳明君及ヒ故人棚谷恒義君等ノ憤發助力ニ依テ立所ニ諸君ノ賛成ヲ得テ殆ド一百名ニ及ヘリ」とあり、丸山作楽と吉岡徳明といった忠愛社幹部の助力を得て賛同者の獲得が進み、百名に及んだという。なお同会設立の周旋役を務めた鈴木は水戸藩士の家に生まれ、弘道館で学んだ水戸学の系統に属する人で、維新後は黒川真頼から国文国語を、間宮永好に詩歌の薰陶を受け、史学協会結成前には田中頼庸や井上頼國らが国文の興隆を期して結成した研文会に参加して会の発展に尽力するなど、とくに国文研究に熱心な人物であった。⁽²³⁾ 史学協会では源氏物語や土佐日記に関する講義などを担当していたようである。

『明治日報』紙上における史学協会に関する最初の記事は四百二十九号（明治十五年十二月三日付）雑報欄にあるものだろう。そこに掲げられた設立の告文では、「本邦ノ史籍世ニ乏シカラストイヘトモ或ハ語辞高雅ニシテ解シ易カラス或ハ伝説区々ニシテ其真ヲ觀ルヲ難シ又支那文ニ訳述シタルハ往々其實ヲ失フモノ少カラス」と現在流布している史籍に対する批判的認識が示され、その上で、「明カニ本邦ノ政治沿革風俗人情ヲ熟知セムトスルニハ専ラ古今ノ史籍ヲ講究セスハアルヘカラス又上世ヨリ近世ニ至ルマテノ事実ヲ漏サス正シク記載セル歴史無キハ昭代ノ欠典ナリ」と告げ、政治・沿革・風俗・人情を熟知するためには古今の史籍の講究が必須なものと、正確で漏れない歴史

書の必要なことを強調している。こういった現状認識の上で、「是ヲ以テ今同志相会シ史学ノ協会ヲ設為シ史典ヲ編纂シ事実ヲ講明シ我邦ノ文物典章ヲ考証シテ彼ノ海外各国ト開明ノ進度ヲ対照スルノ基礎トナサムトス」と、日本の文物と典章を考証し、海外各国と開明の進度を比較するための基礎としたいと謳い、読者に協力と賛成を求めている。また十二月十九日付の『明治日報』四百四十二号によれば、鈴木や飯田永夫の周旋もあり、十二月十日に築地の壽美屋に谷干城、海江田信義、田中頼庸、丸山、本居豊顕、小中村清矩、内藤耻叟、岡谷繁実、井上頼圀、飯田永夫、棚谷恒義、鈴木弘恭など五十人余りが参加し、人事や規則などを話し合う場が持たれた。当日の谷の演説では「完全なる国史を編纂して建国の体を弁明するは最も今日に必要な所以」との旨を述べている。その後、会員は国史編纂に向けての準備を進め、十六年六月十日に第一回総会の開催、さらに『史学協会雑誌』第一号創刊に至ることとなる。なお先に紹介した結成一周年における鈴木と言葉から、史学協会の仮事務所が福田半（皇典講究所数学教師）の自宅に置かれていたことと、設立一年後の十六年十二月時点での会員が二百三十余人であったことも知ることができる。

さて、第一回総会には千家尊福をはじめとする有識者が四十人と、少年輩が三十人あまり合計で七十人ほどの会員が集まった（『明治日報』五百八十四号（明治十六年六月十二日付）雑報）。登壇した丸山は結成の目的を説明しているが、その中では「真誠歴史ノ体裁ヲ得タル者」が少なくことを遺憾に感じる有志で組織したと述べる。「夫レ歴史テフ者ハ治乱興敗ノ跡ハ勿論當時ノ習慣風俗社会ノ情勢変態皆之レヲ網羅シテ遺ス所アルベカラズ」と歴史編纂は広範な枠組みを網羅すべきとし、「彼ノ西洋ノ如キハ社会ノ万事皆歴史上ヨリ論究シ史乗ニ依ラザル者ハ空論贅議トナスニ至ル権理義務政体国家器械音楽等ニ至ルマデ皆之レヲ歴史的ニ求ムサレバ彼ノ「バイブル」モ一ノ歴史ト視做ス者アリ」と西洋に倣った歴史編纂が求められる旨を強調している点は興味深い。西洋の比較の点からさらに「我カ邦ノ歴史ニ至リテハ尚幼稚ノ域ニ在リテ真ニ歴史ノ体裁ヲ備フル者少シ之レヲ要スルニ其ノ大綱細目ノ区別无ク条例立

タス不完全ニシテ遺憾至極ノ事ト謂サル可ラズ」とやや辛辣な言葉もあり、歴史編纂において大綱・細目の区別を完全にしておくことが必要とする。その後、具体的に「実事ヲ以テ編ル所ノ大日本史アリト雖モ雅言ヲ以テ綴ル所ノ古事記アリト雖モ其ノ文ヲ漢文ニシ其ノ体ヲ漢体ニシテ今ヨリ之レヲ論議スル或ハ僭越ノ罪ヲ免ル、〴能ハザル可シ（中略）古事記以後六国史アリト雖トモ是レ亦皆緝ルニ漢文ヲ以テス其ノ中統紀宣命ノ若キ雅言ヲ以テ綴リ成セドモ他ハ悉ク漢文ニ依リテ成ル者ナリ嗚呼醇雅ナル国語アリテ海外学士ノ美称スル所タルヲ是レ迄歷朝ヲ一貫シ国語ヲ以テ史乗ヲ編成スル者無ク数千年ノ今日ニ至レルハ実ニ万世ノ闕典ト謂ハサル可ケムヤ」と書名を挙げて見解を示しているが、漢文で書かれた歴史書を不体裁と捉え、国語で書かれた歴史書の編纂を目的に史学協会を興したと説明するのである。そして実際の歴史編纂に関して、どのような体裁をとり、対象とする事項を何にするかの検討が「難中ノ難一個ノ大事業ト謂フベシ」とした上で、「之レヲ熟考シ會員諸君編纂委員諸先生ノ協議ヲ以テ先事実ヲ記載シ要領ヲ掲クルハ呂祖謙ノ大事記ニ倣フ可キニ決シタリ其ノ之レニ倣ハントスルハ麟經ノ微旨ヲ承ケ簡ニシテ遺サス畧ニシテ通スルヲ欲シテナリ而シテ其ノ文体ハ北畠公ノ神皇正統記ニ取ラム」と模範とすべき歴史書を示し、「本会遠ク公ノ功德ヲ慕ヒテ文体精神共ニ之レニ倣ヒ国語ヲ以テ国事ヲ記シ確実的切大綱ヲ提ケ漸ヲ以テ細目ヲ繋ケ大イニ歴史ヲ完全ニシ以テ此ノ大事業ヲ成シテ而シテ明治昭代ノ国恩ニ報イムトス」と抱負を述べている。

歴史書編纂に向けて収集対象とする綱領は會員の評議によって決まり、「開闢史」「神祇史」「朝綱史」「職官史」「典札史」「車服史」「音楽史」「文学史」「兵制史」「兵器史」「法律史」「食貨史」「農業史」「商業史」「工業史」「美術史」「医術史」「数学史」「星学史」「封建史」「地理史」「風俗史」「外交史」「仏教史」と二十四つの綱領が立てられている。そして、會員に向けて、これら綱領に関する古書・口碑の収集と寄付を促している（第一号参照）。

史学協会は明治十六年六月よりおおむね月二回の頻度で講説会を開催し、その筆記録を中心に雑誌『史学協会雑誌』

(忠愛社が大売捌所となっている)を凡そ月に一回刊行していた。ちなみに同会の役員は創立時の発起人が就任していたが、仮役員とされていた。しかし創立一周年を機に正式な役員人事が整い、それまで取締だった丸山は井上頼圀とともに幹事長となっている。そのほか、「本会役員」として「会長心得 副島種臣」「副会長心得 谷干城」「幹事長丸山作楽・井上頼圀」「幹事 内藤恥叟・角田信道・福田半・矢島錦藏・山口真栄」(このうち矢島は忠愛社員であり、『明治日報』にもしばしば原稿を寄せている。のちに皇典講究所の英語教師や皇学館教授などを歴任)²⁶⁾「幹事補 梁川保嘉」(『史学協会雑誌』第七号掲載の梁川の住所は忠愛社と同じ住所にあたることから梁川も忠愛社に所属していた可能性が高いと思われる)「書記 松見文平・谷孫兵衛」が就任し、「編纂委員」に木村正辞・小中村清矩・黒川真頼・矢野玄道・田中頼庸・本居豊頼・平田胤雄・久保季茲・池原香榊・大澤清臣・飯田武郷・久米幹文・小杉樞邨・埴忠韶・鈴木弘恭・松野勇雄・物集高見・大和田建樹・高平真藤が就いた。また七号掲載の会員一覧を眺めると、国学者や漢学者、神職が多いほか吉岡徳明など忠愛社員も所属しており、さらに、海江田信義や山田顕義、伊東巳代治など丸山と近い政府関係者の名もみることができ、多分野からの賛同を得ていたものと推察される。史学協会による定例の講説会では小中村清矩が「音楽史」、黒川真頼が「朝綱史」、鈴木弘恭「風俗史」、小宮山綏介(弘道館助教などを務めた漢学者)「外交史」など前掲の綱領や関連する古典などがテーマとされていた。また雑誌では伊能穎則といったすでに亡くなっていた国学者の文章の掲載も確認できる。さらに注目されるのは第四号にイギリスのチェンバレンの翻訳古事記について紹介している点である。この箇所には会員・飯田永夫の説明が付されていて、日本人ですら古事記や日本書紀などから上代のことを知らうとせず外国のことばかり学習しようとする人が大半ななか、日本の古典に注目する英国人の存在を紹介するという掲載意図があったようである(明治二十一年には飯田の訳でチェンバレン『日本上古史評論』が史学協会出版局〈矢野万太郎〉によって出版されている)。いずれにしても国史編纂という目的

に応じて、広く関係する事項を収集しながら雑誌の編輯が進められたものとみられる。

なお、国学者らによる学術結社はすでに史学協会結成前年の明治十四年に福羽美静を中心として好古社が結成されている。⁽²⁷⁾好古社は日本各地における、あるゆる歴史や言葉、歌謡、慣習、碑銘、名所旧跡に関する古物などや情報を収集し、考証を加えることを目的とした組織で、歴史編纂に重点を置いた史学協会とは目的は異なるものの、多くの国学者や漢学者が参加した学術結社としては同列に位置づけられよう。また史学協会の役員では井上頼圀、小中村清矩、久保季茲、松野勇雄などは明治十五年十一月に開校した皇典講究所の主要人物であり、内藤恥叟や木村正辞、本居豊穎、大澤清臣、飯田武郷、久米幹文、小杉楳邨、物集高見など明治二十三年設立の國學院で教員となる人々が多数所属している点は興味深い。史学協会という皇典講究所とは別の組織に多くの国学者や漢学者が参加して研究活動と交流を深め、それが國學院設立の学問的な基盤となっていた側面もあるのではないかと思う。

ここまで史学協会の活動を中心にみてきたが、『明治日報』の雑報や広告欄などをみると、それ以外にも丸山らによる学術・文化的活動を確認でき、例えば文字の混淆を憂うる同志によって結成された「仮字の友」(のちに「かなのくわい」に発展)に関する記事も散見され、熱心な賛同者として丸山が、高崎正風や福羽美静、物集高見らと活動していることも確認できる(四百九十三号〈明治十六年二月二十三日付〉雑報)。このような活動を一つ一つ検証していくことで当時の国学者や神職の思想や活動、また交流模様が見えてくるのではないかと考えている。

おわりに

ここまで『明治日報』から政治的活動と学術・文化的活動に関する記事を取り上げ、丸山作樂とその周辺人物の動向を検証してきた。自由民権運動の過熱化への危機感から創刊された『明治日報』では、丸山と吉岡徳明ら忠愛社員

によって急進的な民権論者に対抗した政治論が展開されている。その政治論は、天皇や皇室の権限そして尊厳の保持、ひいては日本の国体を守るというまさしく「忠愛」の精神に由来するもので、明治天皇の詔勅を奉じて、一貫して漸進・保守的立場をとっていた。

また丸山は、その守るべき国体を学術的に講明するために談笑会を設置し、また史学協会の設立に積極的に関与している。丸山が幹事長となった史学協会には国学者や神職、また弘道館で学んだ鈴木弘恭をはじめ水戸学系の人など主に国学・漢学の専門家が集まり、建国以来の歴史を網羅した国史編纂が進められていた。さらにその成果は『史学協会雑誌』と『明治日報』を通じて社会に発信され、啓発も図られていたのである。国体と政体の関係などが盛んに論じられた自由民権運動期において、国学者の丸山作楽とその周辺の人々が国体を守るための政治的活動と、その国体を講明する学術的活動をいわば車の両輪のごとく互いを補完しつつ行っていたことは、立憲政治前史における国学者の果たした社会的役割としてもっと注目されるべき事柄ではないかと考えている。

註

- (1) 伝記として丸山正彦『丸山作楽伝』（忠愛社、明治三十二年）、入江滑『丸山作楽』（さくら会、昭和十九年）、昭和女子大学近代文学研究室「丸山作楽」『近代文学研究叢書』第四卷（昭和三十一年）、丸山季夫『国学史上の人々』（吉川弘文館、昭和五十四年）、木野主計「丸山作楽」『國學院大學日本文化研究所編『國學院黎明期の群像』（平成十年）。研究には阪本健一「丸山作楽と福沢諭吉―神祇官問題・民権論・立憲思想等を中心として―」『國學院雑誌』昭和三十八年五・六月号（明治三十八年六月）、藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、大久保利謙『明治維新と教育』（吉川弘文館、

昭和六十二年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）、宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店、平成十一年）、盛山隆行『丸山作楽の研究（一）（二）』（『崎陽』創刊号（平成十三年）・二号（平成十六年））などが挙げられる。本稿でもこれら先行研究の成果に負うところが大きい。

- (2) 拙稿「丸山作楽の祭政一致観に関する一考察」『神道研究集録』第二十七輯（國學院大學大学院文学研究科神道学専攻、平成二十五年）、同「丸山作楽の神祇官論について——雑誌『隨在天神』に注目して——」『明治聖徳記念学会紀要』五十三号（平成二十八年）参照。

- (3) 宮地正人「幕末・明治前期における歴史認識の構造」田中彰・宮地正人校注『日本近代思想大系十三 歴史認識』（岩波書店、一九九一年）参照。

- (4) なお政治的活動についてであるが、大原康男は「国学者にみる〈国体〉概念の理解——「政治への関心」という視点から——」（『維新前後に於ける国学の諸問題』國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年）の中で自由民権運動における国学者の関与が全体として低調だったことを指摘しているが、福羽美静と丸山作楽には一定の評価を与えていることから丸山の活動を検討することは相応の意味があると思料する。

- (5) 前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』、昭和女子大「丸山作楽」など参照。『明治日報』は現在、国立国会図書館や東京大学明治新聞雑誌文庫などで所蔵されているが、本稿では筆者架蔵のものを使用した。

- (6) 『明治日報』創刊号。この同胞会は、種族や宗教を問わず同志を集め（二条）、会則上は府県別に組織が作られ、部長や会長、幹事が置かれていたようだが、実際にどの程度の規模であったかは未詳。

- (7) 佐々木隆「『官報』創刊と政府系新聞強化問題」日本マス・コミュニケーション学会編『新聞学評論』三十三号（一九八四年）参照。

- (8) 竹越与三郎『新日本史 上』（民友社、明治二十四年、増補四版を利用）参照。また伊藤博文編『秘書類纂 財政資料中巻』（秘書類纂刊行会、昭和十年）によると明治十八年八月一日付で一万五千円を交付していることがわかる。

- (9) 井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝 史料篇第四』（國學院大學図書館、昭和四十六年）参照。

- (10) 鈴木英樹「『官報』創刊過程の史的分析——日本における近代国家の形成と法・情報——」山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』（吉川弘文館、平成八年）参照。

- (11) 『明治日報』の読者層は未詳だが、一例に湊川神社宮司の折田年秀の日記（明治十七年六月十八日）に「明治日報代価ノ内二円ヲ送ル」とあることから購読していたことがうかがい知れる（『折田年秀日記』第二、湊川神社、平成十四年）。
- (12) なお『明治日報』の年刊発行部数は明治十五年が約二十八万六千部、十六年が約三十四万八千部、十八年が約三十一万部であり、同じ帝政党の『東京日日新聞』が十五年約二百五十四万七千部、十六年約百五十三万八千部、十八年約百二十八万五千部に比べて低調であつたようである（前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』参照）。
- (13) 野崎については昭和女子大学近代文学研究室「野崎左文」『近代文学研究叢書』第三十九卷（昭和四十九年）、関や石井、太田に關しては、野崎左文『私の見た明治文壇』（初版は春陽堂で昭和二年刊。平凡社より二〇〇七年に出された増補版参照）を参照。なお太田は伊藤博文などの指示を受け、岩手県令・島惟精を中心とする新聞創刊を目指していたが島が消極的だったためこの計画はとん挫し、『明治日報』に参加するようになったと指摘されている（前掲佐々木『官報』創刊と政府系新聞強化問題』参照）。
- (14) 大関については齊藤智朗「『開知新聞』解説」『復刻版 開知新聞』第一卷（不二出版、二〇一五年）、吉岡については大川茂雄・南茂樹共編『国学者伝記集成』二卷（国本出版社、昭和九年）参照。
- (15) 丸山善彦『丸山正彦伝』（小林又七出張所、大正四年）、三矢重松『松野勇雄先生』（松野大人三十年祭典会、大正十一年）参照。なお忠愛社の社員数はよく分らないが、創刊約半年後、明治十五年一月六日付『明治日報』（百五十一号）の新年宴会を報じた記事から少なくとも七十人ほどの社員を擁していたと推察される。
- (16) 前掲西田『明治時代の新聞と雑誌』、松本三之介「新聞の誕生と政論の構造」・山室信一「国民国家形成期の言論とメディア」とともに『日本近代思想大系十一 言論とメディア』（岩波書店、一九九〇年）や稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生』（筑摩書房、二〇〇〇年）参照。
- (17) なおこの漸進主義を保持すべきとの姿勢は、右大臣の岩倉具視が明治十四年七月五日に太政大臣・三条実美と左大臣・有栖川宮熾仁親王に提出していた憲法制定の綱領のなかで「漸進之主義ヲ失ハサル事」（多田好問編『岩倉公実記 下巻』明治三十九年）と漸進主義を失わないことを憲法制定に際しての意見として提出していることも符合している。
- (18) 『明治日報』七十一号（明治十四年九月二十五日付）「本郷 吉田生」の寄書「過日安場保和君ガ熊本忘吾会ニテ政党ヲ団結セラレタル主題書ヲ得タリ因テ寄送ス」。

- (19) なお開拓使問題に関しては政府が私情に走っていると社会の疑惑を生み、漸進主義の障害となっていると捉え、政府への真相説明を求め(三十五号〈明治十四年八月十三日付〉)社説「漸進主義ノ障害物」、北海道への干渉をやめて任地主義の政策をとって民望に応えるべき(四十八号〈同年八月二十八日付〉)社説「再タビ開拓使ノ事ヲ論ジテ其結局如何ヲ俟ツ」など筆法は穏やかであるが、政府批判の文章もみられる。しかしその後、開拓官吏だったものが下野し開拓使の事業の私下を受け事業を展開することを批判するようになり議論の移り変わりも確認できる(六十七号〈同年九月二十日付〉)社説「開拓使官有物ノ私下ヲ論ス」。
- (20) 勅諭については明治神宮編『明治天皇詔勅謹解』(講談社、昭和四十八年)参照。
- (21) 立憲帝政党については大日方純夫「立憲帝政党の結党をめぐる基礎的考察」『日本史研究』二百四十号(一九八二年)、乾照夫「立憲帝政党と成島柳北」『朝野新聞』雑録との関連から―大濱徹也編『国民国家の構図』(雄山閣、平成十一年)、大日方純夫「自由民権運動と明治一四年の政変」明治維新史学会編『講座 明治維新四 近代国家の形成』(有志舎、二〇一二年)など参照。
- (22) 鈴木弘恭「祝辞ヲ兼テ本会ノ由来ヲ述ル」『史学協会雑誌』七号(明治十六年十二月二十五日)参照。
- (23) 昭和女子大学近代文学研究室「鈴木弘恭」『近代文学研究叢書』第三卷(昭和三十一年)参照。また鈴木逝去の際に『國學院雑誌』(三十一、明治三十年)ではその死を悼み、国文の発展に貢献した国学者として事績を紹介している。
- (24) なおこの時期には岩倉具視の主導によって立憲制樹立に向けて外国人顧問を対象に国体の由来を記した歴史書『大政紀要』の編纂が進められている(大久保利謙「明治憲法の制定過程と国体論」岩倉具視の「大政紀要」による側面観」『歴史地理』第八十五巻第一号、昭和二十九年、参照)。
- (25) 丸山作楽述「史学協会創立ノ主旨」『史学協会雑誌』一号(明治十六年六月二十五日)参照。『明治日報』五百八十五号(明治十六年六月十三日付)論説欄でも筆記録(矢島錦蔵筆)で紹介されている。
- (26) 神社新報社「神道人名辞典」(平成三年改訂版を使用)、小正展也「矢島錦蔵小論」東京府尋常師範学校教諭に就任するまでの経歴を中心に「『東京芸芸大学史資料室報』四号(平成二十九年)参照。
- (27) 好古社や同時期の国学関係の学術結社については齊藤智朗・藤田大誠「近代人文学の形成と皇典講究所・國學院」國學院の学術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義」『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』(國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十四年)参照。